

春日井市家庭用生ごみ処理機購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、一般家庭から排出される生ごみについて、家庭用生ごみ処理機による自家処理を促進することによりごみの減量化を図るため、家庭用生ごみ処理機購入者に対し、補助金を交付することとし、その交付については、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、市内に住所を有する者で、家庭用生ごみ処理機(生ごみを減容又は消滅させる機能を有するものに限る。以下「処理機」という。)を販売店から購入し、生ごみの減量化及び堆肥化のために適切に使用及び管理するものとする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、処理機(電動式生ごみ処理機又は非電動式生ごみ処理機いずれか1基に限る。)の購入価格(消費税を含む。)の2分の1の額(その額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)とし、10,000円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を申請しようとする者は、春日井市家庭用生ごみ処理機購入費補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書(第1号様式。以下「申請書」という。)に領収書の写し(購入者の氏名、購入年月日、購入金額、購入機種及び発行者の名称が明記されたものに限る。)を添付して市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請の期限は、処理機を購入した日の属する年度の3月31日までとする。

3 第1項の規定による申請は、1世帯につき1回までとする。ただし、補助金に係る処理機について、購入後5年以上経過し、かつ、故障等により使用不能と認められる場合は、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、支給の可否を決定し、春日井市家庭用生ごみ処理機購入費補助金交付決定通知書(第2号

様式)又は春日井市家庭用生ごみ処理機購入費補助金交付申請却下通知書(第3号様式)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第6条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定をしたときは、当該決定を受けた者が指定する金融機関口座への振込みにより補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し又は補助金の返還)

第7条 市長は、補助金の交付を受けた者が偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けたときは、その決定を取消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行し、同日以後に処理機を購入した者に係るものから適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年9月1日から施行する。
- 2 改正後の春日井市家庭用生ごみ処理機購入費補助金交付要綱の規定は、平成24年9月1日以後に処理機を購入した者に係る補助金について適用し、同日前に処理機を購入した者に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市家庭用生ごみ処理機購入費補助金交付要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市家庭用生ごみ処理機購入費補助金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

- 2 改正後の春日井市家庭用生ごみ処理機購入費補助金交付要綱の規定は、令和7年4月1日以後に処理機を購入した者に係る補助金について適用し、同日前に処理機を購入した者に係る補助金については、なお従前の例による。

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

（宛先）春日井市長

春日井市家庭用生ごみ処理機購入費補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書

春日井市家庭用生ごみ処理機購入費補助金の交付を受けたいので、春日井市家庭用生ごみ処理機購入費補助金交付要綱第4条の規定により、次のとおり申請します。また、補助金の交付が決定した場合は、次のとおり補助金の交付を請求します。

申請者	氏名			
	住所	〒		
	電話番号			
補助金振込先 ※申請者本人以外の口座へ振込みを希望する場合は、委任状が必要です	金融機関	銀行 信用金庫 農協 支店		
	預金種別	普通 ・ 当座	口座番号	
	フリガナ			
	口座名義人			
購入機種 ※どちらか一方のみ申請できます		☐ 電動式生ごみ処理機 ☐ 非電動式生ごみ処理機（コンポスト、密閉バケツ等）		
メーカー名		商品名		
購入年月日 （領収書の日付）	年 月 日			
購入価格	円（税込）			
交付申請額 ・ 請求額	購入価格の1/2又は10,000円のいずれか少ない方の額 ※100円未満切り捨て 円			

※申請期限は、処理機を購入した日の属する年度の3月31日までとなります。

※販売店（通信販売店を含む。）から購入した商品が対象です。オークションサイト、フリマアプリ等を介した個人間売買は対象外です。

※補助対象額は処理機本体の購入に要した額であり、保証料、送料、代引き手数料、ポイントで支払った額等は対象外です。なお、電子マネー商品券を利用して購入した場合は、現金で購入した場合と同等とみなします。

【添付書類】

- ・領収書の写し（購入者の氏名、購入年月日、購入金額、購入機種及び発行者の名称が明記されたもの）
- ・〈申請者以外の口座へ振り込みを希望する場合〉委任状

第2号様式（第5条関係）

春日井市家庭用生ごみ処理機購入費補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

春日井市長

年 月 日付けで交付申請のあった家庭用生ごみ処理機購入費補助金については、次のとおり交付することに決定します。

補助金の額 金 円

第3号様式（第5条関係）

春日井市家庭用生ごみ処理機購入費補助金交付申請却下通知書

第 号

年 月 日

様

春日井市長

年 月 日付けの家庭用生ごみ処理機購入費補助金の申請については、次のとおり却下することに決定します。

却下理由